

ID: 353

担当部署: 環境課

処分の概要	犬の登録及び鑑札の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第4条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【基準】 法第4条第1項及び第2項の規定による。 (登録) 第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 354

担当部署: 環境課

処分の概要	犬の予防注射済票の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第5条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【基準】 法第5条第1項及び第2項の規定による。 (予防注射) 第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 355

担当部署: 環境課

処分の概要	犬の鑑札の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第1条の2		
法令番号	昭和28年政令第236号		
【基準】 政令第1条の2の規定による。 (鑑札の再交付) 第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 356

担当部署: 環境課

処分の概要	犬の予防注射済票の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第3条		
法令番号	昭和28年政令第236号		
【基準】 政令第3条の規定による。 (注射済票の再交付) 第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
【基準】 法第7条第1項及び第5項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 2～4 略 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法	

- 人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- へ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2の規定による。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間

30日

備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1455

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条第2項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和5年1月4日

ID: 334

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項
法令番号	昭和45年法律第137号
【基準】 法第7条第6項及び第10項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 7～9 略 10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 省令第2条の4の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可の基準) 第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	

(2) 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

令和4年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1456

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第7項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条第7項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和5年1月4日

ID: 335

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
【基準】 法第7条の2第2項において準用する法第7条第5項(第3号の規定による省令第2条の2を含む。)の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。) ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。))	

む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

令和4年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 336

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の変更の許可
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
【基準】 法第7条の2第2項において準用する法第7条第10項(第3号の規定による省令第2条の4を含む。)の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 省令第2条の4 (一般廃棄物処分業の許可の基準) 第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。	

(2) 削除 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日		令和4年4月1日	最終変更年月日
		年	月 日

ID: 337

担当部署: 環境課

処分の概要	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号		
法令番号	昭和46年厚生省令第35号		
【基準】 省令第2条第2号の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者) 第2条 法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

担当部署: 環境課

処分の概要	再生利用一般廃棄物処分業者の指定		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条の3第2号		
法令番号	昭和46年厚生省令第35号		
【基準】 省令第2条の3第2号の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可を要しない者) 第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1862

担当部署: 環境課

処分の概要	排水設備の設置の承認		
法令名称 根拠条項	浄化槽法 第12条の10第1項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第12条の10第1項の規定による。 (排水設備の設置の承認) 第12条の10 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を第12条の5第3項の規定による同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。 2 前2条の規定は、前項の規定により承認を受けた者について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 環境課

処分の概要	浄化槽清掃業の許可
法令名称 根拠条項	浄化槽法 第35条
法令番号	昭和58年法律第43号
【基準】 法第36条の規定による。 (許可の基準) 第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 環境課

処分の概要	事業の転換に関する計画の認定
法令名称 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 第7条第1項
法令番号	昭和50年法律第31号
【基準】 法第7条の規定による。 (事業の転換に関する計画の認定) 第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。 省令第5条第1項及び第2項の規定 (転換計画の認定等) 第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事業の転換の内容 (2) 事業の転換の実施時期 (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項 (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他事業の転換に関し重要な事項 2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。 省令第6条の規定 (転換計画の認定の申請) 第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。 (1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款 (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)	
標準処理期間	30日

備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 環境課

処分の概要	事業転換計画の変更の認定
法令名称 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第3項
法令番号	昭和50年厚生省令第37号
【基準】 法第7条第1項の「事業の転換に関する計画の認定」に準ずる。 法第7条の規定による。 (事業の転換に関する計画の認定) 第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。 省令第5条第1項及び第2項の規定 (転換計画の認定等) 第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事業の転換の内容 (2) 事業の転換の実施時期 (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項 (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他事業の転換に関し重要な事項 2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。 省令第6条の規定 (転換計画の認定の申請) 第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。 (1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款 (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 339

担当部署: 環境課

処分の概要	埋葬、火葬又は改葬の許可		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第5条第1項		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】 法第5条の規定による。 第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5345

担当部署: 環境課

処分の概要	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】 法第10条の規定による。 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事(市又は特別区にあつては市長又は区長)の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和4年1月26日